

# 社団法人 全国国土調査協会定款

昭和39年1月31日議定

昭和39年6月19日設立許可

昭和39年7月16日法人成立

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、社団法人全国国土調査協会（以下「本会」という。）という。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

### (目 的)

第3条 本会は、国土調査に関する事業の推進に努め、国土の総合開発及び保全並びにその利用の高度化に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国土調査事業の促進及び宣伝
- (2) 国土調査事業に関する調査、研究及び諸外国との連絡
- (3) 国土調査事業に関する技術援助及び講習会等の開催
- (4) 機関誌、印刷物等の刊行
- (5) その他前条の目的を達成するに必要な事項

## 第2章 会 員

### (種 別)

第5条 本会の会員は、次の三種とする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して、入会した法人又は個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、総会において承認された法人又は個人
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

### (会 費)

第6条 正会員及び賛助会員は、総会において、別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 本会の正会員となろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第8条 本会の会員は、その旨を会長に届け出て、退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第10条 既納の会費その他の拠出金は、返還しないものとする。

(下部組織)

第11条 本会の会員は、その所属する都道府県毎に協議会を設けることができる。

2 都道府県の協議会は、会長が定めるブロック毎に、連絡協議会を設けることができる。

### 第3章 役 員 等

(種 別)

第12条 本会に次の役員をおく。

理事		10名以上	15名以内
うち	会 長	1名	
	副 会 長	4名以内	
	常任理事	1名	
監事		3名以内	

2 理事及び監事は、正会員（法人にあってはその代表者）のうちから総会において選出する。

3 会長、副会長及び常任理事は、理事のなかから理事会において互選する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

#### (職 務)

- 第13条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
  - 3 常任理事は、会長の命を受け、常時の会務を掌理する。
  - 4 理事は、総会の議決に基づいて、会務を執行する。
  - 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

#### (任 期)

- 第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務をおこなわなければならない。

#### (解 任)

- 第15条 役員が、次の各号の一に該当するときは、総会において正会員数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとみとめられるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

#### (評議員)

- 第16条 本会に、評議員をおく。
- 2 評議員は、各都道府県ごとに1名とし、正会員のうちから互選する。
  - 3 評議員の任期については、第14条の規定を準備する。

#### (顧問及び参与)

- 第17条 会長は、理事会の議決を経て、顧問及び参与をおくことができる。
- 2 顧問は、会長の諮問に応ずる。
  - 3 参与は、会議に出席して意見を述べることができる。
  - 4 顧問及び参与には、第14条第1項及び第15条の規定を準用する。この場合において、これら規定中「役員」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

(事務局)

第18条 本会に、事務局をおく。

2 事務局の構成に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

## 第4章 会 議

(種別)

第19条 会議は、通常総会、臨時総会、理事会及び評議員会とする。

(構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

ただし、監事は必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

3 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) 予算を伴わない権利の放棄又は義務の負担

(4) その他本会の運営に関する重要なこと

2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会又は評議員会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会又は評議員会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 評議員会は、理事会の議決に基づき、緊急に実施する事項を審議する。ただし、次の総会の承認を求めなければならない。

(招集)

第22条 会議は、監事が召集する場合を除き、会長が招集する。

2 会議を招集するには、会議を構成する会員、理事又は評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、10日以前に文書をもって通知しなければならない。

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は次の号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事会及び評議員会が必要と認め召集の請求をしたとき

(3) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって召集の請求があったとき

(4) 監事から召集があったとき、又は監事が召集したとき

(議 長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席会員のなかから選任する。

2 理事会又は評議員会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第25条 会議は、これを構成する会員、理事又は評議員の半数以上の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第26条 会議の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した会員、理事又は評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員、理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 会員、理事又は評議員の現在数

(3) 会議に出席した会員、理事又は評議員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には出席した会員、理事又は評議員のなかから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

## 第5章 資産及び会計

### (資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決による。

### (経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

### (予算、決算)

第32条 本会の収支予算は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経て国土交通大臣に届け出なければならない、これを変更しようとする場合も同様とする。収支決算は年度終了後3ヶ月以内に、その年度末財産目録と共に、監事の監査を受け、総会において3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (長期借入金)

第33条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経、かつ、国土交通大臣に届け出なければならない。

### (会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

## 第6章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第35条 この定款は、総会において、会員の4分の3以上の同意を経、かつ国土交通大臣の認可を得なければ、変更することができない。

### (解散、残余財産の処分)

第36条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散するほか、総会の議決を経、かつ国土交通大臣の認可を得て解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ国土交通大臣の許可を得て、類似の目的をもつ他の公益法人に寄付するものとする。

## 第7章 雑 則

### (委 任)

第37条 この定款の施行について、必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

- 1 本会の設立総会において選任された役員は、第12条第2項及び同条第3項の規定による選任があったものとしてその任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、昭和40年5月31日までとする。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第21条第1項第1号及び第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

## 附 則

この定款は、国土交通大臣の認可のあった日(平成16年5月20日)から実施する。